七十三　地方衛生研究所の設置に要する経費があること。

七十四　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。

当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（58,024円×B－27,735,000円×A×C×D／100,000×2）×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、58,024円×B、27,735,000円×A×C×D／100,000に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　普通交付税に関する省令第九条第一項の表中市町村の項第一号の三Aに規定する測定単位の数値

B　普通交付税に関する省令第九条第一項の表中市町村の項第一号の三Bに規定する当該市町村の標準額支払団員数

C　普通交付税に関する省令第九条第一項の表中市町村の項第一号の三Cに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第九条第一項の表中市町村の項第一号の三Dに規定する密度補正Ⅰ係数

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事　項	算　定　方　法
一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の算式によつて算定した額に〇・八を乗じて得た額とする。 算式 AのBに対する割合が1.00を超える市町村 A×0.01 AのBに対する割合が0.50を超え1.00以下の市町村 A×0.0025 算式の符号 A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額 B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額

七十六　地方衛生研究所の設置に要する経費があること。

［新設］

当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事　項	算　定　方　法
一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の算式によつて算定した額に〇・八を乗じて得た額とする。 算式 AのBに対する割合が1.00を超える市町村 A×0.01 AのBに対する割合が0.50を超え1.00以下の市町村 A×0.0025 算式の符号 A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額 B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額